



鳥取県公報

平成 30 年 12 月 14 日(金)
第 9 0 6 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (696) (福祉監査指導課) 2
	物件の放置等の行為を禁止する区域等の指定 (697) (空港港湾課) 3
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (698) (会計指導課) 3
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (22) 4
	鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (23) 4
◇ 公 告	自衛官の募集 (危機対策・情報課) 4
	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林づくり推進課) 5
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (鳥取県立中央病院) 6
	総合評価一般競争入札の実施 (〃) 9

告 示

鳥取県告示第696号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者、介護予防事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者の主たる事務所の所在地又は居宅介護事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年12月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
有限会社新生ケア・サービス	米子市吉岡65-4	有限会社新生ケア・サービス訪問介護事業所	米子市熊党200-1	訪問介護	平成28年7月25日
〃	米子市熊党200-1	〃	〃	〃	平成30年9月8日
〃	米子市吉岡65-4	有限会社新生ケア・サービス訪問看護ステーション	〃	訪問看護	平成28年7月25日
〃	米子市熊党200-1	〃	〃	〃	平成30年9月8日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会	境港市米川町44	鳥取県済生会訪問看護ステーション白鷗	境港市米川町44	〃	平成30年11月1日
有限会社新生ケア・サービス	米子市熊党200-1	有限会社新生ケア・サービスデイサービスセンターコムハウス	米子市熊党201-2	地域密着型通所介護	平成30年9月8日
〃	〃	小規模多機能型居宅介護にじの音	米子市熊党200-1	小規模多機能型居宅介護	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会	境港市米川町44	鳥取県済生会訪問看護ステーション白鷗	境港市米川町44	介護予防訪問看護	平成30年11月1日
有限会社新生ケア・サービス	米子市熊党200-1	小規模多機能型居宅介護にじの音	米子市熊党200-1	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成30年9月8日

ア・サービス	1	型居宅介護にじの音	機能型居宅介護	8日
--------	---	-----------	---------	----

3 介護予防・日常生活支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援事業所の名称	介護予防・日常生活支援事業所の所在地	変更年月日
有限会社新生ケア・サービス	米子市吉岡65-4	有限会社新生ケア・サービス訪問介護事業所	米子市熊党200-1	平成28年7月25日
医療法人厚生会	米子市彦名町1250	介護予防デイサービスセンターひこな	米子市彦名町1250	平成30年9月1日
有限会社新生ケア・サービス	米子市熊党200-1	有限会社新生ケア・サービス訪問介護事業所	米子市熊党200-1	平成30年9月8日
〃	〃	有限会社新生ケア・サービス デイサービスセンターコムハウス	米子市熊党201-2	〃

鳥取県告示第697号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定に基づき、物件の放置等の行為を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定するので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部空港港湾課及び鳥取港湾事務所に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成14年鳥取県告示第343号（港湾法による港湾の開発、利用又は保全上支障のある放置等の行為を禁止する区域等の指定について）は、平成30年12月31日限り廃止する。

平成30年12月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 放置等禁止区域及び放置等禁止物件

港湾名	放置等禁止区域	放置等禁止物件
鳥取港	鳥ヶ島燈台（北緯35度32分34秒、東経134度11分02秒）から132度270メートルの地点を中心とする半径1,500メートルの円内の海面並びに旧千代川水面及び第1橋りょうの下流端から下流の湖山川水面及び臨港地区	船舶、土石、いかだ、竹木、車両及び工作物

2 指定の適用日 平成31年1月1日

鳥取県告示第698号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成30年12月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
529	鳥取銀行田園町出張所	所在地	鳥取市田園町四丁目375	鳥取市西品治829-8	平成30年11月19日
437	鳥取銀行末恒出張所	〃	鳥取市美萩野一丁目118-5	鳥取市湖山町北六丁目260	平成30年12月10日
430	鳥取銀行誠道出張所	〃	境港市誠道町56	境港市明治町3	〃

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第22号

平成30年第12回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成30年12月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成30年12月21日（金） 午後4時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題
 - (1) 選挙人名簿登録者総数について
 - (2) その他

鳥取県選挙管理委員会告示第23号

平成30年12月5日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、426であるので、漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定により告示する。

平成30年12月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、平成30年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

平成30年12月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官候補生予定数
陸上要員（男女）、海上要員（男子のみ）、航空要員（男女）：合わせて50名程度
- 2 募集期間
平成30年12月17日（月）から平成31年1月18日（金）まで
- 3 試験種目
筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査
- 4 試験期日及び試験場
 - (1) 試験期日
平成31年1月26日（土）
 - (2) 試験場
陸上自衛隊米子駐屯地（米子市両三柳2603）
- 5 合格発表予定日
試験実施日に示す日
- 6 採用予定時期
平成31年3月下旬又は4月上旬（詳細は、採用予定通知書で通知する。）
- 7 応募資格
採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日において33歳に達していない者に限る。）の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。
- 8 問合せ先

- (1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
- (2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等
 - 本部（0857-23-2251）
 - 鳥取募集案内所（0857-26-4019）
 - 倉吉地域事務所（0858-26-2900）
 - 米子地域事務所（0859-33-2440）

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年12月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 所在が不明な者が所有し、又は登記した権利を有する保安林の所在場所
米子市長砂町330、淀江町西原字壺瓶山1347の9
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 3 通知の要旨
1に掲げる土地について、平成30年10月9日付鳥取県告示第581号（保安林の指定施業要件の変更予定について）のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 4 通知の掲示場所 米子市役所
- 5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成30年12月14日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

- 1 受講対象者
鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの
- 2 開催の日時、場所等
散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習
大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成31年1月15日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
平成31年1月22日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
平成31年1月29日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃

- 3 講習課目
 - (1) 猟銃の操作
 - ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
 - イ 猟銃の点検

- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作
- (2) 猟銃の射撃
 - 固定されている標的に対する射撃
- 4 受講申込手続
 - 所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 12,300円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
 - (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
 - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
 - (3) 技能講習通知書
- 7 その他
 - 詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年12月14日

鳥取県立中央病院長 池 口 正 英

- 1 調達内容
 - (1) 調達案件の名称及び数量
 - 県立中央病院試薬調達業務 一式
 - (2) 調達案件の仕様
 - 入札説明書による。
 - (3) 納入期間
 - 平成31年4月1日から平成34年3月31日までとする。（ただし、契約締結日から平成31年3月31日までは準備期間とし、同年4月1日から本稼働とする。）
 - (4) 納入場所
 - 鳥取県立中央病院（鳥取市江津730）
 - (5) 契約金額
 - 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。
- 2 入札参加資格
 - 本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条

第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件調達公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が薬品類の理工化学薬品に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成30年12月21日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課

電話 0857-26-2271

電子メールアドレス chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

平成30年12月14日（金）から平成31年1月24日（木）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付し、又は郵送により交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成30年12月14日（金）から平成31年1月24日（木）までの日（日曜日、土曜日及び鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5条）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所又は郵送申込先

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年2月6日（水）午前11時00分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時までとする。）

イ 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院 7 階会議室 1

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書等を、4の(1)の場所に平成31年1月17日(木)午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Reagent, 1 set

(2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation :

5 : 00 PM, 17 January, 2019

(3) Time-limit for the submission of tenders : 11 : 00 AM, 6, February, 2019

Time-limit for the submission of tenders by registered mail : 10 : 00 AM, 6, February, 2019

(4) Please contact for the notice : Property Management Division, Administration Department,

Tottori Prefectural Chuou Hospital, 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年12月14日

鳥取県立中央病院長 池 口 正 英

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

県立中央病院医薬品（試薬等以外）調達管理業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日までとする。（ただし、契約締結日から平成31年3月31日までは準備期間とし、同年4月1日から本稼働とする。）

(4) 履行場所

鳥取県立中央病院（鳥取市江津730）

(5) 契約金額等

入札書には、(1)に掲げる業務に必要な金額を記載すること。契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が薬品類の医療薬品に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成30年12月21日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

オ 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床を300床以上有する病院から医薬品の調達管理業務を2年以上受注し、完遂した実績

を有する者であること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員ではないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が(1)のアからウまでの全てに該当すること。

イ 構成員のうち1以上の者が競争入札参加資格を有し、その業種区分が薬品類の医療薬品に登録されていること。

なお、上記業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成30年12月21日(金)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のオに該当すること。

エ 共同企業体が、2者以上の者により自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じである場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 入札説明書に掲げる事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課

電話 0857-26-2271

電子メールアドレス chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

平成30年12月14日(金)から平成31年1月24日(木)までの間にインターネットのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin>)から入手するものとする。当該ホームページを利用して交付しない資料は、電子メールにより交付するので、(1)の場所に電子メールにより依頼するとともに、電話でその旨の連絡をすること。ただし、これらにより難しい者には、次により直接交付し、又は郵送により交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成30年12月14日(金)から平成31年1月24日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所又は郵送申込先

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)

により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年2月6日(水)午前11時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時までとする。)

イ 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院7階会議室1

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書等を、4の(1)の場所に平成31年1月17日(木)午後5時までに提出しなければならない。また、入札説明書に示す提案書を、4の(1)の場所に平成31年1月24日(木)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

(1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、評価委員会を設けて行う企画提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。

(2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。

ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価の最も高かったものを落札者とする場合がある。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Supply Processing and Distribution System for drugs other than reagent, 1 set
- (2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation :
5 : 00 PM, 17 January, 2019
- (3) Time-limit for the submission of documents for the tender : 5 : 00 PM, 24 January, 2019
- (4) Time-limit for the submission of tenders : 11 : 30 AM, 6, February, 2019
Time-limit for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM, 6, February, 2019
- (5) Please contact for the notice : Property Management Division, Administration Department,
Tottori Prefectural Chuou Hospital, 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan
TEL 0857-26-2271